

『医療系介護報酬改定のポイント』2021年4月版 正誤表

(2021.10.13 現在)

※訂正箇所はゴシック太字下線で表示し、今回追加したものは太枠で示しております。

※厚生労働省の訂正通知等による変更は、頁に■で示しています。

頁	訂正箇所	誤	正
13	上から5行目	(1) 介護予防支援費が <u>9</u> 単位引き上げられた。	(1) 介護予防支援費が <u>7</u> 単位引き上げられた。
21	上から12行目	(7) … <u>なお、これまでの情報提供は医療保険の診療情報提供料(I)の様式を活用できることとされていたが、規定が削除されたため、今後は新しい様式で行う。</u>	(7) … <u>なお、医療保険の診療情報提供料(I)の様式12の4を使用しても差し支えないが、「社会生活面の課題と地域社会において必要な支援等」について情報提供が必要な場合は、その旨も記載する。</u>
■44	下から8行目	の規定により、中小企業（資本金が <u>3億円</u> 以下又は常時使用する従業員の数が <u>300人</u>	の規定により、中小企業（ <u>医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円</u> 以下又は常時使用する従業員の数が <u>100人</u>
54	上から8行目～16行目	<u>(中山間地域等における介護サービス)</u> <u>(13) 中山間地域等に対し、…</u> ～ <u>ビスの確保が著しく困難な地域</u>	(削除)
82	下から5～3行目	…従前の半分の単位数（1日につき3単位）を算定することとされた。…勤続7年以上の者がいる場合を評価したサービス提供体制強化加算（I）（1日につき6単位）が新設された。	…従前の半分の単位数（1回につき3単位）を算定することとされた。…勤続7年以上の者がいる場合を評価したサービス提供体制強化加算（I）（1回につき6単位）が新設された。
83	下から7行目	ア リハビリテーション計画書（別紙様式2-2-1 <u>又は</u> 2-2-2）	ア リハビリテーション計画書（別紙様式2-2-1 <u>及び</u> 2-2-2）
■93	下から11行目～下から9行目まで	に、「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」 <u>(平成30年3月22日老老発0322第2号)</u> の別紙様式2-1及び2-2のリハビリテーション計画書等の情報を利用者の同意の上で指定	に、「リハビリテーション・個別機能訓練、 <u>栄養管理及び口腔管理の実施</u> に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の別紙様式2-2-1及び2-2-2のリハビリテーション計画書等の情報を利用者の同意の上で指定
113	下から13行目	ア リハビリテーション計画書（別紙様式2-2-1 <u>または</u> 2-2-2）	ア リハビリテーション計画書（別紙様式2-2-1 <u>及び</u> 2-2-2）
115	上から11行目	要支援1 1月につき <u>4</u> 単位	要支援1 1月につき <u>24</u> 単位
■126	上から9行目	(7) (6) <u>注5-4（中山間地域等居住者サービス提供加算）の取り扱い</u> （内容に変更なし：略）	(7) (6) <u>注6-4（中山間地域等居住者サービス提供加算）の取り扱い</u> （内容に変更なし：略）
■225	下から10行目	17 <u>ターミナルケアマネジメント加算について</u> （変更なし：略）	17 <u>ターミナルケアマネジメント加算について</u> (1)～(4) (略) (5) <u>ターミナルケアマネジメントにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。</u>
■237	下から17行目	の計画の次回の届出は、1年後でよい…	の計画の次回の届出は、1年後で <u>も</u> よい…

■239	上から7行目～上から8行目	条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が 3億円 以下又は常時使用する従業員の数が 300人 以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それま	の規定により、中小企業（ 医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については 資本金が 5000万円 以下又は常時使用する従業員の数が 100人 以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それま																										
■251	上から10行目～上から11行目																												
■316	上から13行目	また、リハビリテーション実施計画原案に関しては、リハビリテーション実施計画書	また、リハビリテーション実施計画原案に関しては、 ③ハに掲げる リハビリテーション実施計画書																										
■322	下から20行目～下から14行目	介護職員は、当該技術的助言・指導に基づき、「 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 」別紙様式3及び「 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 」別紙様式1を参考に、以下の事項を記載した口腔衛生管理体制計画を作成すること。	介護職員は、当該技術的助言・指導に基づき、 別紙様式7 を参考に、以下の事項を記載した口腔衛生管理体制計画を作成すること。																										
330	上から3行目	(1) 褥瘡対策指導管理(Ⅱ) (10単位/日)が新設された。	(1) 褥瘡対策指導管理(Ⅱ) (10単位/月)が新設された。																										
337	表中、上から4段目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>算定単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>褥瘡対策指導管理(Ⅱ)</td> <td>1日につき</td> </tr> </tbody> </table>	項目	算定単位	褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	1日 につき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>算定単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>褥瘡対策指導管理(Ⅱ)</td> <td>1月につき</td> </tr> </tbody> </table>	項目	算定単位	褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	1月 につき																		
項目	算定単位																												
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	1日 につき																												
項目	算定単位																												
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	1月 につき																												
337	表中、上から14・15段目、18段目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理学療法 (Ⅰ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理学療法 (Ⅱ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日常動作訓練指導加算</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>リハビリ体制強化加算</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>作業療法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リハビリ体制強化加算</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設サービス	理学療法 (Ⅰ)		理学療法 (Ⅱ)		日常動作訓練指導加算	○	リハビリ体制強化加算	×	作業療法		リハビリ体制強化加算	×	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理学療法</td> <td>(Ⅰ) (Ⅱ)</td> </tr> <tr> <td>日常動作訓練指導加算</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>リハビリ体制強化加算</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>作業療法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リハビリ体制強化加算</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設サービス	理学療法	(Ⅰ) (Ⅱ)	日常動作訓練指導加算	×	リハビリ体制強化加算	○	作業療法		リハビリ体制強化加算	○
項目	施設サービス																												
理学療法 (Ⅰ)																													
理学療法 (Ⅱ)																													
日常動作訓練指導加算	○																												
リハビリ体制強化加算	×																												
作業療法																													
リハビリ体制強化加算	×																												
項目	施設サービス																												
理学療法	(Ⅰ) (Ⅱ)																												
日常動作訓練指導加算	×																												
リハビリ体制強化加算	○																												
作業療法																													
リハビリ体制強化加算	○																												
■384	上から7行目～上から8行目	第1項の規定により、中小企業（資本金が 3億円 以下又は常時使用する従業員の数が 300人 以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努	第1項の規定により、中小企業（ 医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については 資本金が 5000万円 以下又は常時使用する従業員の数が 100人 以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努																										
■471	上から24行目	企業（資本金が 3億円 以下又は常時使用する従業員の数が 300人 以下の企業）は、令和4	企業（ 医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については 資本金が 5000万円 以下又は常時使用する従業員の数が 100人 以下の企業）は、令和4																										
■563	上から4行目	ㄩハ (略)	ㄩハ ①の口のg及びhを準用する。																										
629	上から13行目	三 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。	三 事故発生防止のための委員会（ テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする ）及び従業員に対する研修を定期的																										

			行うこと。 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
■638	下から1行目	より、中小企業（資本金が 3億円 以下又は常時使用する従業員の数が 300人 以下の企業）	より、中小企業（ 医療・介護を含むサービスを主たる事業とする事業主については資本金が5000万円 以下又は常時使用する従業員の数が 100人 以下の企業）
■681 上段	上から17行目～上から18行目	度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論（ADL 及び在宅復帰の有無等 に限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」	度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論（ADLに限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」
	下から17行目	と。また、「総論（既往歴、服薬情報 及び同居家族等に限る。）」 及び「認	と。また、「総論（既往歴、服薬情報、同居家族等 及び在宅復帰の有無等 に限る。）」及び「認
	下から11行目	得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論（服薬情報に	得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論（服薬情報 及び在宅復帰の有無等 に
■682 下段	上から7行目～上から8行目	度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論（ADL 及び在宅復帰の有無等 に限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」	度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論（ADLに限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」
	上から10行目	と。また、「総論（既往歴、服薬情報 及び同居家族等に限る。）」 及び「認	と。また、「総論（既往歴、服薬情報、同居家族等 及び在宅復帰の有無等 に限る。）」及び「認
	上から16行目	やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「認知症（任	やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「 総論（在宅復帰の有無等に限る。）」 及び「認知症（任
■682 上段	上から18行目～上から19行目	紙様式 3-3（個別機能訓練計画書） にある「評価日」、「職種」、「ADL」、「IADL」及び「起居動作」並びに 別紙様式3 にある「作成	紙様式 3-2（生活機能チェックシート） にある「評価日」、「職種」、「ADL」、「IADL」及び「起居動作」並びに 別紙様式3-3（個別機能訓練計画書） にある「作成

※最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodanren.docnet.or.jp>) でも紹介していますので、ご確認下さい。

保団連正誤表 

<http://hodanren.doc-net.or.jp/>